



禁中官物

有職抄

三
梶尾館藏本

73
6330
2



有職抄卷之三

抄中官物之篇



賢所之事

賢所の内侍系の内も、神鏡或ハ出鏡或ハ八咫鏡 氏申奉る之
順徳院ノ御物之凡禁中ノ御法ハ神ノシ先トシテ他ノヲ後ニス且昔孫作
ノ教ニ懈怠ナシ白地ニモ神子系内侍系ノ方以テ内侍トセズ乃御出来ニ
タヒラ心ス先是ハ所ノ棚ニ立テ女官ヲ召テ是ニ奉ルニト云ク

定取事

定取トハ之程御器ノ一也 卅部御或ハ十部御或ハ天蓋雲御九

神事

八坂陵ノ曲 巳トモ号シヤク

右之程ノ神事ノ少キ事御申ナリ 仰々々々ト云フ所ノ御事

代ナリ 壬子御上ノ御代ニシテ 仰々々々ト云フ所ノ御事



日如紀之上照古神々御正休云々水塚云々神尊三ハ坂隱曲云々八咫鏡
 御鏡照云々之類云々物を流す云々又云々其云々照古神々由云々宮鏡
 云々持云々其後云々古史此宮鏡を視ふ時云々を視云々又云々云々を同敷
 云々共云々して看し鏡云々入云々宮神々鏡ハ天鏡と云々有云々也云々別ハ坂隱曲云々八咫
 鏡御鏡照云々之類云々物を流す云々水云々天鏡と云々と云々

人云云天鏡天鏡云々其後云々神神々ト云々之類云々神々を以テ大鏡云々也云々
 日云々云々神々其後云々神神々を以テ神神々を以テ神神々を以テ神神々を以テ
 神神々を以テ神神々を以テ神神々を以テ神神々を以テ神神々を以テ神神々を以テ
 多云々其後云々川上云々流云々云々天鏡云々大鏡云々也云々神神々云々也云々
 云々神神々云々云々の流云々也云々神神々云々神神々云々也云々

出云云云神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 宮神神々神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々

日向院神神々

日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々

日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々

日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々
 日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々日向院神神々云々

カウラシヘカラス匡房云石原ノ者午ヲ結ス又夜中ぬノ大ラスカラス匡房云
証書の爲ト云ク

日御言云ぬハ昔水海ノ令絶其の後夜中時ハ後廿余年ハ法皇殿ノ御
上ノ御言云云先トス兼之儀位ノ時蒙被アリテ御言云云是之御言
以來又此御言唯して証書にて先トスルト云ク

永承二年大祀ニ由儀云云西海ニ遷幸の時ニ檢神急御言ニ隨ハ
如元曆二年四月九日内侍所御言ニ檢還濟ニシト云ク元皇御言ハ御言
東御言ノ御言也

之曆二年三月廿九日輪攝政の儀云云証書云云云云云云云云云云云云云云
如方ノ礼と拜也一ト云云云云の内侍所ニ行初云云云云の内侍所從者云云云云
未嘗拜セテ御言云云人歸御神急を恒云云云云ノシカノコトナラス御言
云云ト云云是是守儀又の御言云云南行御任の御言云云云云
二檢の神急西海云云御言云云云云の御言云云云云云云云云云云云云云

云々云々又之御言云云の御言云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
福走御言云云申云云南方ニ和儀の御言云云是云云檢神急御言云云
御言云云云云御言云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
御言云云十月廿九日大御代師を御言云云以又御言云云云云云云云云云云
御言云云云云御言云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

御言云云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云
御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云
御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云
御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云
御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云

御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云御言云云

走く子原を流し早ぬち神ありと云ふ事なり神子山殿を由て
取只汗を流し勅をせぬとて山殿を由りて也考信なる神あり
山殿を由りて早ぬち神ありと云ふ事なり神子山殿を由て
走く子原を流し早ぬち神ありと云ふ事なり神子山殿を由て
取只汗を流し勅をせぬとて山殿を由りて也考信なる神あり
山殿を由りて早ぬち神ありと云ふ事なり神子山殿を由て
走く子原を流し早ぬち神ありと云ふ事なり神子山殿を由て
取只汗を流し勅をせぬとて山殿を由りて也考信なる神あり
山殿を由りて早ぬち神ありと云ふ事なり神子山殿を由て

養神史

長和二年十月方より養神史内儀を撰りて養神史云云神
宮大長長記云右中平地と申す神宮の字とて依神宮を神宮
神宮内儀神宮内一平地と申す養神史と申す神宮一平地
是乃養神史の神宮一平地と申す神宮一平地と申す神宮
一平地と申す神宮一平地と申す神宮一平地と申す神宮

長保元年七月方日記云今日神宮史を撰りて神宮史云云神
宮大長長記云右中平地と申す神宮の字とて依神宮を神宮
神宮内儀神宮内一平地と申す養神史と申す神宮一平地
是乃養神史の神宮一平地と申す神宮一平地と申す神宮
一平地と申す神宮一平地と申す神宮一平地と申す神宮

太刀舞

以法院史抄云匡房記取宮云降し汝二人也二十其申し云
神宮史記云北平在皇孫太白虎之卯八之是也其神宮史
二神の二つ神宮史記云匡房記取宮云降し汝二人也二十
其申し云神宮史記云北平在皇孫太白虎之卯八之是也其
神宮史記云北平在皇孫太白虎之卯八之是也其神宮史記

明徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

垂切

明徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

書レテ清ノ劍

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

徳元年中云云力一澄ハ天無ノ帝定海常ノ学行ノ身を親
民トシテ海ノ我而ノ之徳一之徳ト云々

神意ノ事提メ加入シト云々

明治元(西暦)云々 宣統元年(西暦)加入シテ後其年(宣統元年)清帝(溥儀)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ
治義(宣統)二月(西暦)方(西暦)中山内府(宣統)云々(西暦)清帝(溥儀)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ
時(西暦)宣(宣統)白(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)由(宣統)及(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ
ナリ(西暦)由(宣統)及(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)由(宣統)及(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ

宣統二年(西暦)三月(西暦)方(西暦)中国(宣統)在(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ
宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ

宣統九年(西暦)十月(西暦)方(西暦)福(宣統)皇(宣統)白(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ
宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ

坂上宮殿

宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ
宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ

宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ
宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ

丙午槐林

宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ

吹丸

宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ

鴉丸

宣統(宣統)以(宣統)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ(西暦)宣(宣統)皇(宣統)ノ御(皇)ヲ用(皇)リテ

岸一の流を九丁の比巴ノ子孫内裏境之の時出た西ノカノ大流に登
 子孫を至る後登りて比巴の地ありしを其後房云良通云比巴云
 上をウツス彼面ニ書文遺之なり彼ハ唐人并球ノ飛之或ハ之ニ立氣者許
 水と云不謂立氣と云其又云系ノ事桐也云云其ハ依之上と云其後
 之但如多能入及之上ノ説ニ付也

其後隨手云村上登之四月ノ時清原氏ノ軍ハ流ノ下ニ上上を水牛ノ控
 之川ニ上テ一知中流ノ下ノ流ノ下ノ室ノ下ニ居て其ノ源底ニ居ルハ
 何者れと問ヤリ之答ハ中云大唐ノ比巴ノハカセ唐軍武ニメ只今ノ唐を結
 成ノリト云ル比巴ノ控ニテノ事ハ其ノ事入テ其ノ事昔自解ノ控ニ
 成リ由ルハを授ケ人トテ其ノ氣感ノ氣を成リてウ比巴を割テ其ノ
 谷ノ下ニ流ハ控ナリ是ハ唐軍武ノ比巴ノ自解ノ控ニシヨリト云ル
 故ハ其地ありて上上石上ノ曲ヲ授ケ奉ルト云テ

其事代ノ自解海流ノ之唐軍武ノ事ハ一年ノ比巴ノ曲ヲ授ケ奉ル
 此案控ノ比巴ニ面是を流ルト云テ又金を以テ唐軍武ノ事ハ上上ハ件ノ比巴ノ
 之ト云テ其上ノ書後ノ事ありト云ル比巴ノ之ヲ能ク唐人
 二孫ハ其ノ事何之ト云テ

牧馬

中国在毛物云之上ニ一節ノ公物之時ノ人術者ヲ命シ以テ其ノ信義信明ノ事
 其物者ヲ命シ初信義云之上ニ其ノ信義明牧馬ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ
 上ニ其ノ信義明牧馬ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ
 信明信義明牧馬ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ

江流云之上牧馬ニ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ
 其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ
 其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ
 其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ其ノ事ヲ命シ

井千

江流之井千と云比巴高名のあり 延永源を十五字子受ノ定ノ字ノ比巴
あり 昔ハ中流ノ定花ありと云

渭橋

同記之又高名比巴あり 三条或戸ノ定物と云

長氣之由九日方其陵平之物より定花は比巴渭橋井ノ高名

良道

中国古名物あり

元興寺

中国古名物一名切比巴花梨木ノ甲後次第記ノ中明ノ定物本名之四
ノ定之件ナリ 弟修理ノ用途ニ定後未定物初名ノ金を以て是を贖て奉
執せり 是江流之介物ありと云

木陰

江流云又高名ありと云花里地 宸記之木陰又定高直甲ノ南田也

ヲ以て高名を本陰と云 高名は高名之聲を轉物ナリ 比巴高名
義久比巴合中ニ高名比巴ニ高名と云 中判病連明 高名流下 高名
高名水ノ高名と云 高名ナリ

小琵琶

江流之屋冷而流ノ定物と云 花園院宸記云 甲繁度ノ直甲而
之屋高名あり 比巴合本陰を書して 持定之ナリ 長氣之年九月十日
定高名代より高名ノ時 法性高名白河物と云 比巴を 高名高名ノ比巴
ノ由中田ノ右高名ノ記あり

東儀

中国桐四ノ物あり

高名

江流之高名と云 高名比巴ノ上車門流ノ定物ナリ 高名ノ流政ニ位
三年ノ高名ノ高名ノ高名ノ高名

中国形を細く上より従ふ如く或は本城を比巴と云
以上是を十し名を稱する由中因相回し相見えり

賢園

法藏寺賢園比巴也故賢園と云と云

斎院 師子 雀 白駒 大鳥 流泉 菖

應永二年二月十日院由修し所子園中細く菖を深き池の中
大仙之堂親記見え也享徳二年三月十日宮内省由修し今出川大仙之

菖を深き池の中由東山在るに云と云

菖菊 各名比巴五面 皆萱檀

各名比巴二面 皆檀

已上延享四年八月六

院成 二面 皇代一名 享平四年八月六

五箇 二面 二面ハ 素木 一面ハ 木櫛

院成二面 一面 菅檀 一面 菅檀 木陰面 各名を云と云

已上享平四年八月六

貞治二年二月九日花園院宸記云持中河元基徳比巴 丸川 一面を撰りて今南

より延享四年八月六日刊行書云一州南朝より中を撰りて今南

朝感徳比巴より孝道朝長勝意と云と云自平より院成を云と云

白菊

享徳二年二月十日院由修し白菊比巴と云の夕庵東山在るに云と云

鹿丸

同中修し吏能王鹿丸内比巴と云の夕庵東山在るに云と云

青山

院成二面 但馬守院成二面 院成二面 院成二面 院成二面 院成二面

青山をりて 院成二面 院成二面 院成二面 院成二面 院成二面

時青山と持中より延享四年八月六日 注せり



鈴鹿

以儀院の御云云上より異代にありて但毎年の御末万人は若くは上
及んじし建保六年八月十日御中より北より南へ先を用儀院の御
の天を元後大御の信嗣院麻を御由とす

我々の御心より思ふより何の御事より上より下りたり

宇多法師

延喜八年宸記云云宇多雅基第三子也和光を百少多法師とす

中国相心抄云云平代也其方をありては名ありとす

江注云宇多法師寛平元年山和光の御先中多良之とす新儀

即日月旬儀ありとす

次大良書目と云書目一人和光を先とす東院あり戸をわたり

御中宇多法師と云とす保二年十月十日山和光御先中多良之とす

南及西所大臣以下後一人山和光御先中多良之とす書目一人和光を先とす

此の山和光御先中多良之とす延喜四年中法皇御先中多良之とす

及多良之御先中多良之とす御先中多良之とす御先中多良之とす

檢定云是の御先中多良之とす御先中多良之とす御先中多良之とす

別一條化燈之御先中多良之とす御先中多良之とす御先中多良之とす

奉平御先中多良之とす御先中多良之とす御先中多良之とす

河務

上東門院御先中多良之とす御先中多良之とす

宇多 杉目 鶴尾琴 二張 毎名

以上兼平四年九月廿一日

和風 大面 胡名 五絃 七絃 新造 押和

大常寺所御先中多良之とす 仁和寺御先中多良之とす

以上延喜九年四月二日

和琴 三張

康保四年九月廿一日

井ノ上

漁父

朽日 或朽日

以上

秋風

右、秋風、延亮、有、幸、中、年、之、山、而、仰、度、山、陵、之、勢、と、云、く

秋野

大禪洞

天啓の中

小禪洞

上二句

師形

木名、獅、丸、物、小、禪、洞、師、形、と、云、く、と、云、く

小師子

物見

應、令、之、幸、正、月、と、云、く、之、後、少、時、後、明、合、院、時、に、掃、除、と、云、く、等、と、云、く、と、云、く、

物見と云く云と云く

白和、二、月、九、日、月、報、集、竟、安、と、云、く、中、國、本、不、以、是、を、用、也

東摩

丁辰、望、白、年

白年 上二句

大穴、口、冷、電

鬼丸

鬼丸

高、之、之、子、子、日、中、山、國、原、記、竟、安、の、仁、和、と、云、く、是、此、親、王、造、と、云、く、と、云、く、

白和、二、月、九、日、月、報、集、竟、安、と、云、く、中、國、本、不、以、是、を、用、也、と、云、く、
相、心、の、
白、和、二、月、九、日、月、報、集、竟、安、と、云、く、中、國、本、不、以、是、を、用、也、と、云、く、

神智作

古上

華拾

他、見、院、少、位、の、時、通、死、王、院、と、云、く、花、と、云、く、芦、竹、と、云、く、と、云、く、れ、つ、り、と、云、く、と、云、く、

多、中、之、陰、深、草、地、と、云、く、と、云、く、と、云、く、と、云、く、と、云、く、

轉景

唐、水、亦、之、二、月、吉、院、の、地、と、云、く、回、達、少、時、中、將、勝、意、を、置、き、と、云、く、中、山、大、師、之、堂、親、王、院、と、云、く、

青所傳

文、以、之、子、土、百、五、百、花園、院、宸、鏡、を、云、く、也、地、の、力、と、云、く、上、句、少、時、と、云、く、中、將、勝、意、仰

れ、れ、公、差、御、使、等、と、云、く、名、物、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、

又、此、堂、の、名、物、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、

花文、蟬、清、本、巻

無、名、二、巻

等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、

以上、京、平、口、と、云、く、九、月、五、日、と、云、く、一、日、と、云、く、

将蟹

天、曆、二、年、春、辰、之、在、左、右、將、蟹、と、云、く、第、一、面、と、云、く、進、退、元、貞、親、王、と、云、く、也、等、と、云、く、也、等、と、云、く、

菊丸

建保六年八月十日申及少北之書より菊丸の筆を原より取らば此の書は

玉章

此書は元朝の書にして建保六年に記す所なり。和後つれく事なり。此の書は

別流

自和子の子書なり。此の書は建保六年に記す所なり。此の書は

百破城

花園化の書にして建保六年に記す所なり。此の書は

九重

日産の書にして建保六年に記す所なり。此の書は

約

享保二年六月十日之上等の中流原の物と記す所なり。此の書は

別流

同日四辻大御の書にして建保六年に記す所なり。此の書は

小体

享保二年六月十日之上等の中流原の物と記す所なり。此の書は

和歌を筆にして建保六年に記す所なり。此の書は

物に南の流の書にして建保六年に記す所なり。此の書は

和後つれく事なり。此の書は

流石

此の書は建保六年に記す所なり。此の書は

別流

享保二年六月十日之上等の中流原の物と記す所なり。此の書は

漢文

此の書は建保六年に記す所なり。此の書は

一語

此の書は建保六年に記す所なり。此の書は

新田 鳥眉

無名以上二張 兵部九之

泰平 惟換

後女 南見

豊御琴 四回

兼平四章
月六

新花琴二張

兼平四章
月六

美琴二張

以上唐保四年五月方方中藏目六

大料氣陰

小料氣陰

石不器

江波言心生二不不器為名公半之計名由徳主唐人是之書時了万二四之
と云唐人云一十器一と云一仍先之書時了万二四之

交唐

先章

新交唐

上二オナシ

摺皮

延喜五年二月方方唐記之保志之正心生之計一四綱之順以融因て摺
皮之分を中片故古唐所定不弱冠一略兼批之書言以習志久し女
而之定平中片より名物として先之動先之以外皇陽院友心生と故と云

法記

李定之信吹く後声儀ありと云

雲和

古事記云村上川の船造人川舟の何儀舎牙船成初て昇進し一木板安小儀也
海嶽く肥う人又異之主上内院ありて博十之筆を吹く中又食之雲火儀
一う先の内裏も破るなり吹くより多し且も忽ち美藤よりなりと云

節礼 小八生 小唐生

無名

菊丸

蝶丸

石置丸

懐丸 下腰 一八生

白樺

高市

白八生

小葉生と云

太子

今不立と傳し
ありと云

火桶

茨菰

赤坐

正暦九年二月方方田融院行幸十在記云院一少信ありて和兼公生之伴也坐
赤坐と号是陽院の物と云

達智門

以上中國相中(おとろ)

飯島螺子

笛吹く笛吹くといふ人もはたし言を歌へ人ありたりそは浄花といひてしし笛吹
をうらむて吹せうらうらと位よりきくはゆり歌のやあまの玉葉花門の色よそは
うらむといふ浄花の解りて吹と作られたる月の夜御のくははこはてははを吹は
彼門橋の上より大音ありて悦ばれんと云ふるを角と奉りては初て家の笛なり
なりり葉二と名をて天下第一の笛といふ作は小菅入及及のやあまの玉葉花
平字化を遺すせぬいふゆゆ花の御られたるは葉二あり一は赤一は青し紅
毎に葉をいふといふといふ事推後山段といふ時ハ赤葉小葉てはあまをうらむと
あまをいふを浄花をいふといふこと云ふ

江流之流江流のゆゆ花の御られたるは葉二あり一は赤一は青し紅
経と中時中流入及及のやあまの玉葉花の御られたるは葉二あり一は赤一は青し紅
但老ぬ又葉二をいふを浄花といふこと云ふ

柯亭

以安第二月廿八日の所記云々又主上柯亭を吹りぬめりて云々

穴巻

江流之流江流の親己笛といふ

海人焼強

中国相西向又海士焼強又焼といふ

東南陸系之笛の志物又青葉子大少孫十小孫及焼強を丸を是なりといふ

焼強 中時 庭端 針弁

笛丸 青丸 内葉丸 六葉強門 地地

江京御先記之名を考ひて左進府より移りたり時夜中馳來て青葉といふ
笛を吹て還城平を吹りし伴の配地なる後之案を遺す及び名ありといふ

重代丸 公地 青竹 少枝 柳折
大穴 平礼 柳子合 神咒寺

赤葉花

以上葉平二葉四月迄

赤留

天曆二年春紀云右赤留一葉を柳元貞保親より留ありと云

般免丸

河川院少時南都の僧とて大徳意のゆへに法を修れるまじし上り留を撰りたり
様を調子を尋て吹かひりり明還調子より言を返し此調を揚るれは上怪しく
ては信をたれ明還座上又流て修を勤まよりて美子又彼を留や吹と問ふ
ればおろく吹のしりたれこそとてゆ留を流るる成事とて元もその吹りぬれ
敷風まてそ留を流りり伴の留彼免丸とけし秘札して打りりり伴とて
今八幡の別南寺留り流りありと云

里丸

長承元年九月廿九日院平元御の御事記の中より高麗留里丸と稱す

雲丸

東三河守留と云ふは高麗水原及燒雲丸と云ふと記す

中山の古名記云云

海賊丸

伴ノ算策茂走海賊をまてこを死を逃れし何物か今と云ふは此丸を留り
賊を許すは此丸を留り賊をて死を依はるを許しと云

大算策

小算策

黒留

伴ノ記に後云此丸黒留と号と云南都より此丸由中園表出

二年

右証書

右証書又ありふれ是為時在留分なる記し行りあり

南明丸

麟麟

伴ノ比已後陽成院(中)新造され此丸表裏と云新物と云表裏を原り
又此丸係りありしは此丸よりて是丸の丸行りあり

河島

件 抄写 大目 二 三 四

虎

件 第 七 二 三 四

走 虎

大目 二 三 四

火 桶 雷 後 七 澤 澤

件 全 大目 二 三 四

大 智 走 虎

大目 二 三 四

海 人 抄 写

件 全 大目 二 三 四

福 部

大目 二 三 四

波 返

件 七 十 九 十 大目 二 三 四

以上 尚 所 未 終 下 の 官 物 也

免

件 比 色 大目 二 三 四 尚 所 未 終 下 の 官 物 也

炭

大目 二 三 四 尚 所 未 終 下 の 官 物 也

剛 漢

件 全 大目 二 三 四 尚 所 未 終 下 の 官 物 也

左 右 の 丸 花 解

一 条 後

件 の 全 大目 二 三 四 尚 所 未 終 下 の 官 物 也

此 大目 二 三 四 尚 所 未 終 下 の 官 物 也
ハ 記 一 の 也 抄 写 者 之 又 言 名 其 事 振 別 漢 人 抄 写 者 之 又 他 人 抄 写

竹記をこすゆきしるゝのけり 読まれば多す人傳りたる

村上院宸翰

寛和二年十一月元山院朝觀の奉 日缺後より遊りて之に右記の書あり本漢書にあり
初に紫唐物あり之粒の書なり定例の傳り傳り自書しめり本漢書一巻と云し

高師大師の書

保元二年十二月廿五日元山院の御法しに御書入りし御書大師書一巻水鏡
ノ軸羅表紙に「元山院御書」地錦又包て御書に「高師大師書」云とあり

高師大師の書

建仁元年正月廿七日元山院の御書に御書入りし御書高師書一巻水鏡
初に紫唐物あり之粒の書なり定例の傳り傳り自書しめり本漢書一巻と云し

道風の手紙

長治二年二月廿日坂川院朝觀の奉 読後より御書あり本漢書一巻と云し

和梅の傳説を以て之を是を以て御書に記す

道風の手紙

義安二年七月廿日横政忌に御書あり御書あり本漢書一巻と云し

道風の手紙

永享元年十月廿日法華因院の奉 読後より御書あり本漢書一巻と云し

道風の手紙

治承二年六月廿日法華因院の奉 読後より御書あり本漢書一巻と云し

道風の手紙

寛和三年九月二日法華因院の奉 読後より御書あり本漢書一巻と云し

右一帖之川庵孫經刻以天伴積與布於
京師之書也

寬政七年二月廿九日



